

国際協力銀行（JBIC）「現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告」 に関する質問

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
国際環境NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ

1. 実査対象案件の抽出方法について、以下の点を教えて頂きたい。
 - a. 抽出母数は「実施状況の確認調査報告」で示されていた51件か。
 - b. うち6件という抽出数にしたのはなぜか。
 - c. 6件のうち2件が風力発電案件であることで、分析に偏りが生じる恐れを考慮しなかったのか（もしくは、分析の対象とする影響が含まれないことを明記すべきではなかったか）。
 - d. 先住民族が影響を受ける案件を抽出しなかった理由はなぜか。
2. 住民へのヒアリングを行った2案件について、以下の点を教えて頂きたい。
 - a. ヒアリング対象住民の選定方法（貴行は事業者を通してヒアリングを調整したとのことであったが、どのような住民をヒアリングの対象として事業者へ調整を依頼したのか。また、事業者はどのように住民を選定したのか。）
 - b. ヒアリング対象住民の中に騒音基準超過が確認された地域（P.5-6）の住民が含まれるか。
 - c. ヒアリング対象住民の中に建設業者を相手取った訴訟（P.7）を行った住民が含まれるか。
 - d. ヒアリング対象住民の中に非自発的住民移転及び生計手段の喪失の対象者（P.8）が含まれるか。
 - e. ヒアリング対象住民の中に第三者からの指摘（P.9）を行った住民が含まれるか。
 - f. ヒアリング対象住民の中に当該事業の建設及び稼働に係る労働者は含まれるか。
 - g. 住民へのヒアリングの際、事業者や政府関係者等による同席の有無
3. 住民へのヒアリングを行わなかった4案件について、以下の点を教えて頂きたい。
 - a. ヒアリングを行わなかった各案件ごとの理由
 - b. 騒音基準超過が確認された地域（P.5-6）の住民が含まれるか。
 - c. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失が行われた2案件（P.8）が含まれるか。
 - d. 第三者からの指摘（P.9）を行った住民が含まれるか。含まれる場合はその指摘内容
4. ESIA報告書ではなく環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された1案件について、環境管理計画及び環境モニタリング計画の中で、環境への影響が記載されていた（P.10）、と判断した一方で、これをガイドライン上ESIA報告書ではないとJBICが判断した理由は何か。なお、ガイドライン上、ESIA報告書の名称は現地制度に依拠するものではないと理解している。
5. ESIA報告書が公開されなかった1案件（P.10）について、「公開の要望があった場合は当局により情報提供が可能とされている」とあるが、現地事務所等で要望があれば閲覧・複写が可能な状態ということか。それとも質問内容を口頭で返答しているという意味か。また、要望件数、開示件数はそれぞれ何件か。
6. ESIA報告書が作成された5案件（P.10）は、各案件のESIA報告書が貴行ウェブサイト上で公開されているか。また、環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された案件（P.10）については、各文書が貴行ウェブサイト上に公開されているか。

7. 脚注4 (P.10) によれば、ESIA報告書が作成された5案件の中で、「概要」、「政策的、法的、及び行政的枠組み」、「代替案の分析」に係る記載がない案件が存在したとのことであるが、これら記載がなかった項目については、貴行のウェブサイト上に関連情報が一切公開されなかったということか。あるいは、貴行が質問状／現地実査を通じて事業者を確認した情報や貴行が入手したその他の文書について、貴行のウェブサイト上に公開されているか。
8. 「当該案件に対して特段の苦情や反対運動は発生していない」(P.3) と記載する一方で、建設業者を相手取った訴訟 (P.7) や第三者からの指摘 (P.9) で苦情が寄せられているように見受けられるが、記載が矛盾していないか。
9. 騒音の基準超過が確認された2案件のうち、移転対象地域に国際的なガイドライン値を超過することが見込まれる住居が存在することが確認された案件 (P.6) では、当該住居に住む住民が移転を拒否した場合の対応策はあるのか。
10. 作業員の中の一定割合を地元住民から雇用している (P.6) とあるが、各案件について事業稼働前 (建設時) の地元雇用と稼働後の地元雇用の割合はそれぞれどの程度か。一般に建設時の雇用は一時的なものであるケースが多く、地域の雇用面での貢献は短期かつ限定的であると理解している。
11. 社会的弱者への配慮が確認された2案件 (P.7) について、生計回復計画の優先適用はどのような判断基準で行われたのか。職業訓練等を受けた被影響住民はその後、生計回復において関連する技術を活かすことができたか。
12. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた2案件 (P.8) について、以下の点を教えて頂きたい。
 - a. 再取得価格に基づいたものか。
 - b. 補償が事前に支払われたか。
 - c. 以前の生活水準や収入機会、生産水準より改善または少なくとも回復したか。
 - d. 住民移転計画及びコミュニティ開発計画等の公開の有無／方法・言語・主な項目／内容
 - e. 対象者との協議の有無・方法・内容・対応策・協議記録の有無
 - f. 緩和策や補償に関する対象者との合意の有無
 - g. 移転・補償・生活再建に係る対象者からの苦情の有無
 - h. 移転・補償・生活再建に係る交渉における対象者への脅迫、強制、差別、干渉、意識操作等の有無
13. モニタリング結果を公開していない3案件 (P.9) について、「事業者自らモニタリング結果を一般公開することは計画されていないが、要請に応じて適切に対応することとしている」とあるが、現地事務所等で要望があれば閲覧・複写が可能な状態ということか。それとも質問内容を口頭で返答しているという意味か。また、要請件数、開示件数はそれぞれ何件か。
14. 各案件のESIAの言語 (P.9) について、「プロジェクト実施国の公用語もしくは広く利用されている言語で作成されていた」とあるが、公用語で作成された案件と広く利用されている言語で作成された案件はそれぞれ何件か。